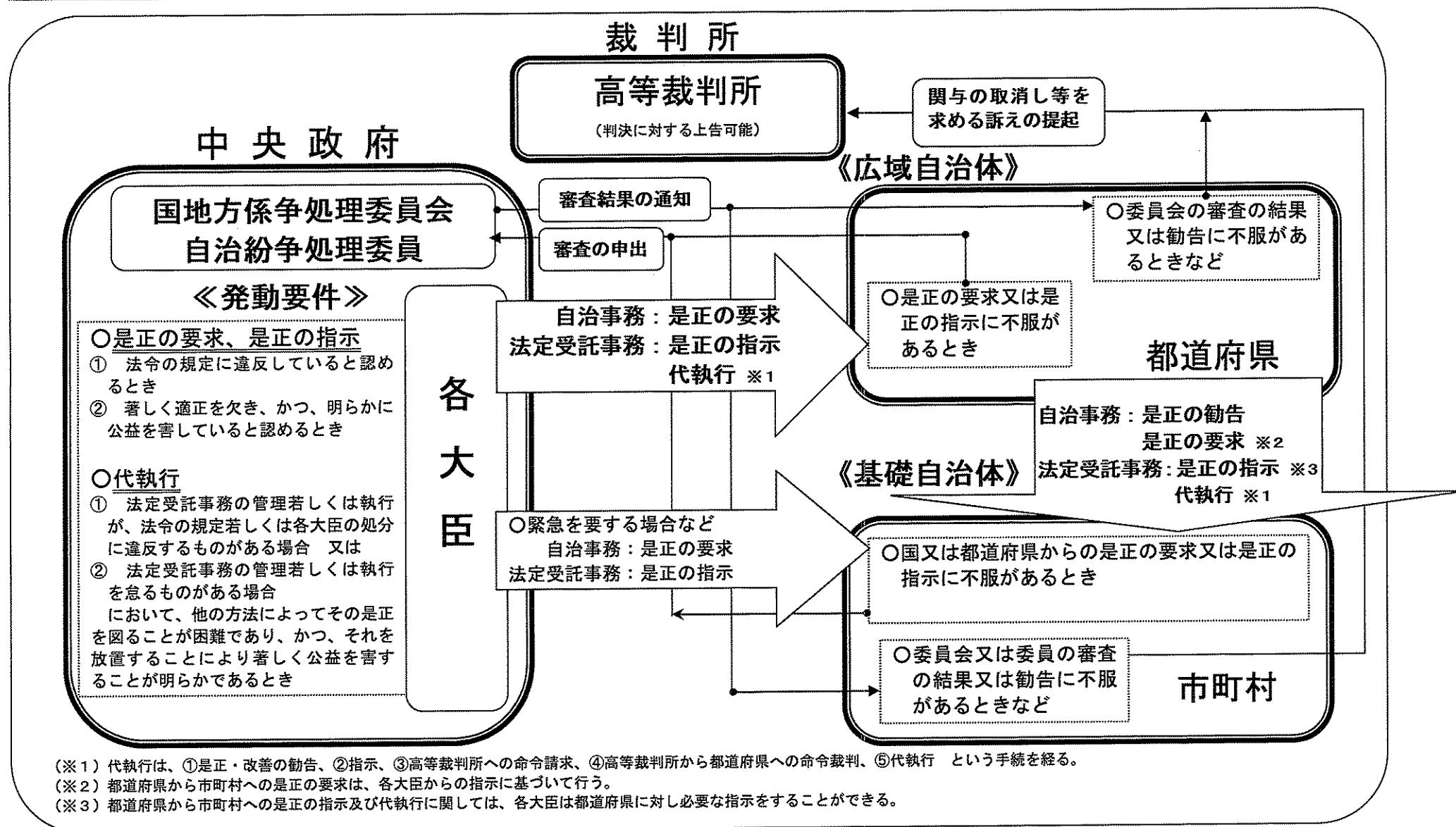


諸外国における地方公共団体の適法性を 国が担保する制度の概要

【凡例】

二重線枠で囲まれた地方公共団体は、憲法に明記されている地方公共団体である。

日本



ドイツ

裁判所

条例の違法性の確認訴訟の提訴

州

○中央

- ・議院内閣制

○地方機関

- ・行政管区

地方支分部局

憲法事件

一般案件

憲法裁判所

行政裁判所

○監督 ※1

報告請求、異議申立て、指示、代執行、全権委員の任命 ※2

法的監督の領域における処分に対する訴訟
提起（自治権の侵害に対する対抗手段）

《広域自治体》

クライス

(=州の下級行政官庁)

執行機関 ※首長は公選

議決機関（議会）

○監督 ※1

報告請求
異議申立て、指示
代執行
全権委員の任命 ※2

《基礎自治体》

ゲマインデ

（郡独立市）

（郡所属市町村）

執行機関 首長=議會議長 ※3

議決機関（議会）

ゲマインデ

（郡所属市町村）

執行機関 首長=議會議長 ※3

議決機関（議会）

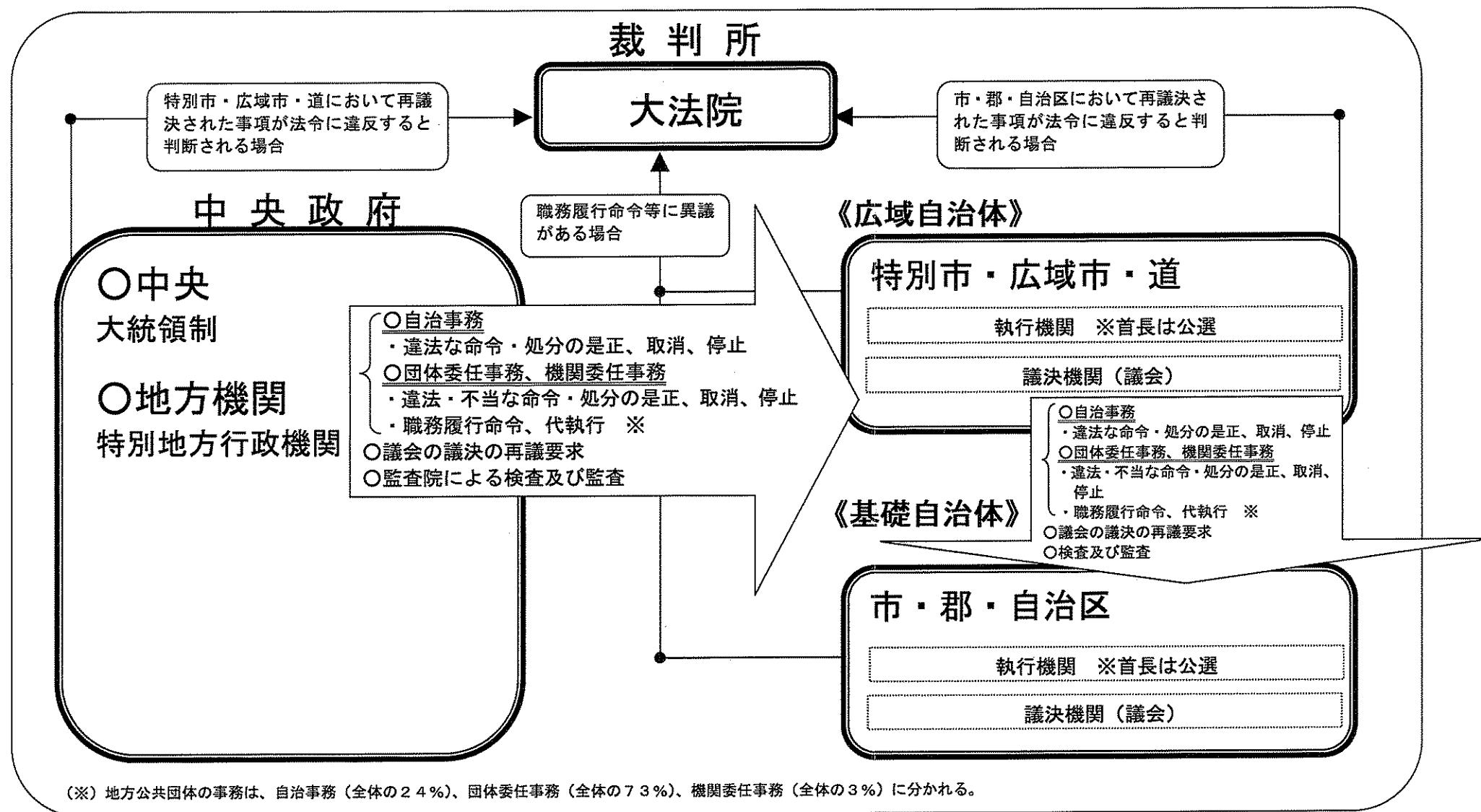
（注） 州の上に連邦（中央政府）がある。

（※1） 自治体の事務は、自治事務、指示による義務事務及び委任事務に分かれ、自治事務は合法性の観点からの監督、指示による義務事務及び委任事務は合目的性的観点からの監督が行われる。

（※2） 州によって、監督の手段や方法が異なる。一部の州においては、監督庁に議会の解散権を与えていている。

（※3） 全ての州において、ゲマインデの首長=議會議長というわけではない。

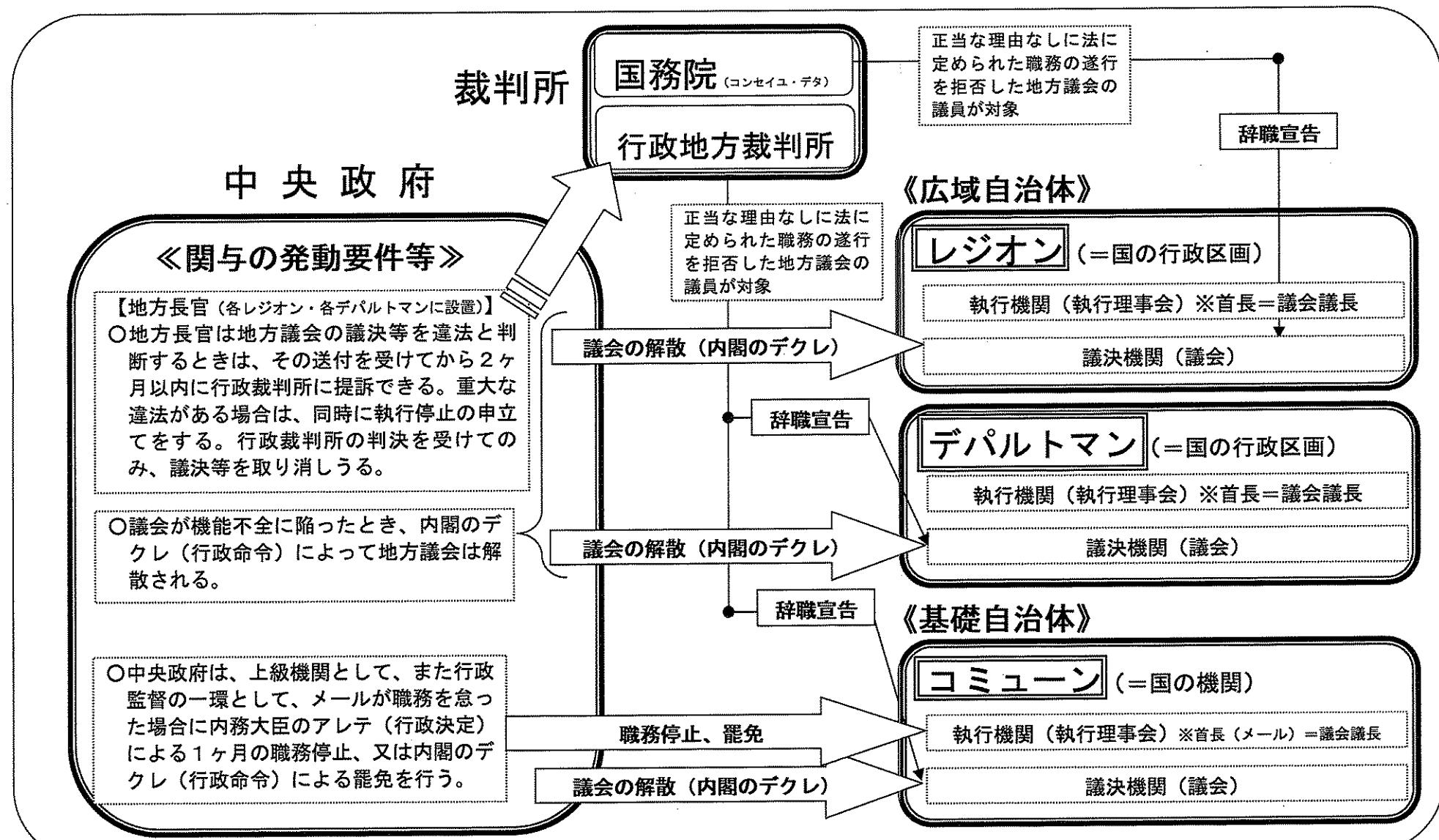
韓國



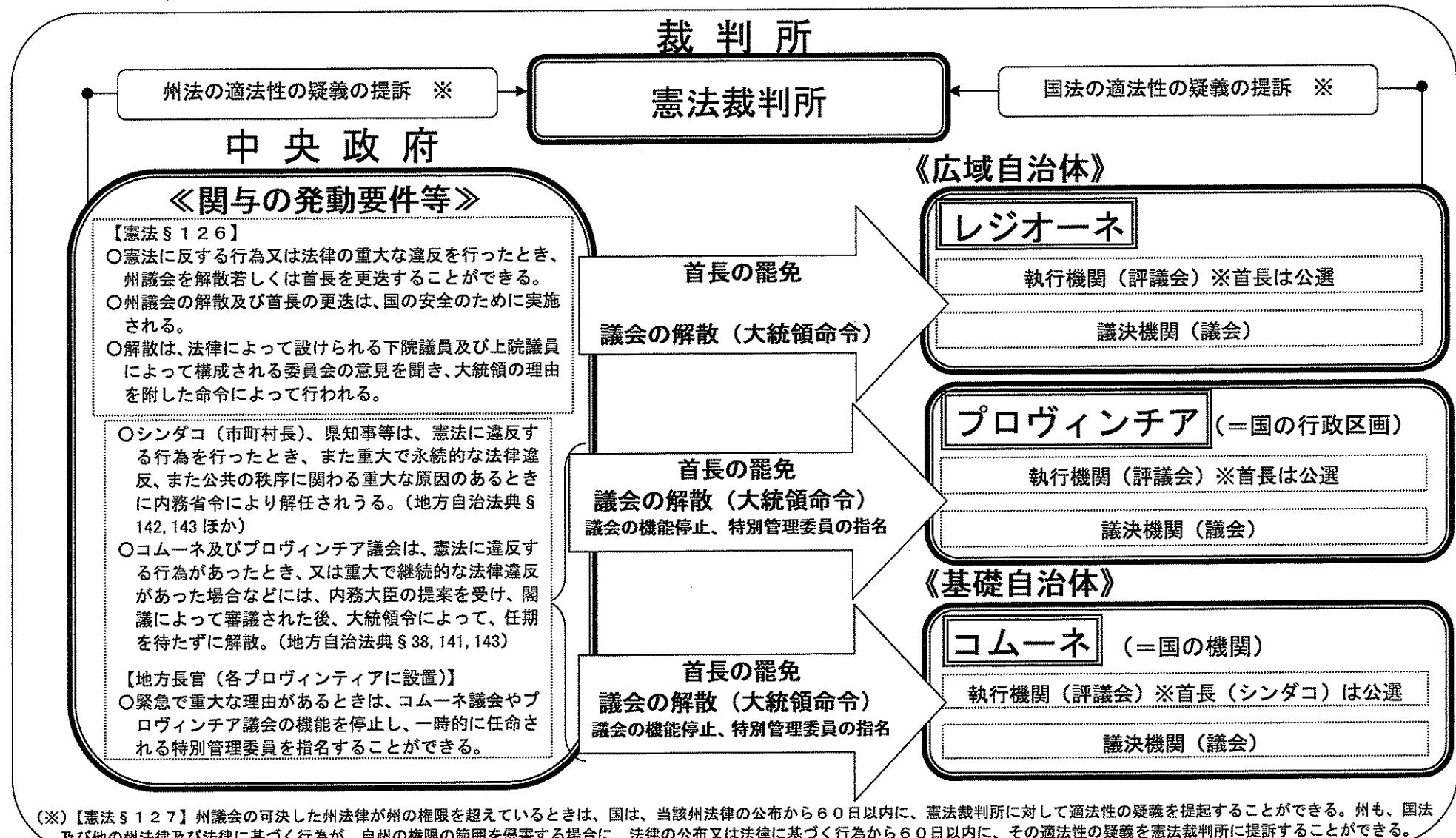
(※) 地方公共団体の事務は、自治事務（全体の24%）、団体委任事務（全体の73%）、機関委任事務（全体の3%）に分かれる。

出典：自治体国際化協会『韓國の地方自治』（2003.11）、自治体国際化協会『諸外国の地域自治組織』（2004.5）、山下茂他『比較地方自治』（増補改訂版 第一法規 1996.9）

フランス



イタリア



出典：自治体国際化協会『イタリアの地方自治』(2004. 2)、山下茂他『比較地方自治』(増補改訂版 第一法規 1996. 9)、阿部照哉他『世界の憲法集』(第2版 有信堂 1998)

イギリス

裁判所

中央政府

○中央

○地方機関

- 広範な分野の個別法において、規定されている。
- 主務大臣による地方団体への指揮・監督権を認めている個別法も多い。

裁判所

職務執行命令
差止命令等

- 個別法による指揮・監督、検査
- 条例の承認
- 義務懈怠への是正措置命令
- 代執行

- 個別法による指揮・監督、検査
- 条例の承認
- 義務懈怠への是正措置命令
- 代執行

二層制

《広域自治体》

GLA(ロンドン庁)

執行機関

カウンティ

執行機関

《基礎自治体》

ロンドン区／シティ

執行機関

ディストリクト

執行機関

議決機関

議決機関

一層制

大都市圏ディストリクト

執行機関

ユニタリー

執行機関

議決機関

議決機関

(注1) 地方公共団体は、イングランド地方のみのデータである。ウェールズ地方及びスコットランド地方はユニタリーのみの1層制、北アイルランド地方はディストリクトのみの1層制である。

(注2) ディストリクトとカウンティとは対等の関係にあり、後者が前者を指導・監督したり財政援助する関係にはない。

スウェーデン

中央政府

- 中央
 - ・議院内閣制
- 地方機関
 - ・レーン府

○個別法による各種の規制、指導
助言、検査

《広域自治体》

ランスティング

執行機関（委員会）※議会に置かれる。
議決機関（議会）

○個別法による各種の規制、指導
助言、検査

《基礎自治体》

コミニーン

執行機関（委員会）※議会に置かれる。
議決機関（議会）